

徳島県訪問看護支援センターだより

公益社団法人徳島県看護協会

第12号

令和2年3月

ご挨拶

日頃は、大変お世話になり、ありがとうございます。

今回、徳島県訪問看護支援センターだより第12号を発行いたしました。

訪問看護事業所の皆様方には訪問看護支援センターを活用していただき、徳島県の訪問看護の充実を目指したいと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症対策について

この度、公益社団法人徳島県看護協会 徳島県訪問看護支援センターは徳島県内の訪問看護ステーションに「新型コロナウイルス感染症への対策について」の緊急調査を実施し、3月5日に徳島県に対して「徳島県内訪問看護ステーションにおける新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための医療資材の確保支援に対する緊急要望書」を提出しました。

今後も困りごとや要望がございましたらご連絡ください。対策を検討していきたいと思っています。

新型コロナウイルス感染症対策については、厚生労働省老健局から最新情報が送られてきています。

以下、一部抜粋して掲載します。詳しくは紹介しておりますHPを参照してください。また、新型コロナウイルス感染対策に関するチラシも添付していますので、ステーション内に掲示し、感染予防に努めてください。

○介護保険最新情報 Vol.778 (令和2年3月7日)

介護保険施設等における新型コロナウイルスの対応について (令和2年3月7日現在)

<留意事項> (令和2年3月7日時点)

(1) 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザ同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒液等により、感染経路を断つことが重要である。職員、子ども、障害者や高齢者(以下「職員等」とする)はもとより、面会者や委託事業者等、職員等と接触する可能性があると考えられる者も含めて、「保育所における感染症ガイドライン(2018年改訂版)」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、上記の対応を行うように促すこと。

(2) 発熱(概ね37.5度以上)や呼吸器症状により感染が疑われる職員等については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について(令和2年2月17日)厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連盟事務連絡)を踏まえて適切に対応すること。

(中略)

該当する職員等がいる場合、施設長はすみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。

(ア) 発熱等の症状により感染が疑われる職員等については、(2)に関わらず、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。

(イ) 現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から14日間は外出を控えて頂くよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記(ア)に従うこと。

(4) 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報(※3)を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を職員に提供するとともに、必要に応じ、子供や保護者、障害者及び高齢者、並びにこれらの家族に対する情報提供や相談対応に努めること。

(※3) 以下に掲載するIP等を活用し情報収集すること

・「新型コロナウイルス感染症の対応について」(内閣官房)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・新型コロナウイルス感染症について(厚労省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunituite/bunya/0000164708_00001.html

(5) 職員等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮すること。

○介護保険最新情報 Vol.777 (令和2年3月6日)

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について

<訪問介護事業所等における対応>

① 訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、訪問介護事業所等の利用者等(当該施設等の利用者及び職員をいう)であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上(高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度)続いている者又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある者をいう。

訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該事業所は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権への報告を行う。さらに当該利用者の主治医及び担当者の介護支援事業所等に報告を行う。

なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。

② 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。

その際、地域の保健所とよく相談した上で、訪問介護の必要性を再度検討すること。

③ 訪問介護事業所等がサービス提供を行う場合

②の結果、訪問介護の必要性が認められ、サービスを提供することになる場合には、以下の点に留意すること。

・基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行う。

・サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(サービス提供に当たっての留意点)

- ・自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を測定して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。
- ・濃厚接触が疑われる者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。
- ・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。
ただし、やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・訪問時には、換気をする。
- ・濃厚接触が疑われる者のケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・サービス提供開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」「ケア前後の手洗い」を基本とする。

(個別ケア等の実施に当たっての留意点)

(i) 食事の介助等

- ・食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・食器は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を行なう。
- ・食事の準備等を短期間で実施できるよう工夫を行なう。

(ii) 排泄の介助

- ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。

(iii) 清潔・入浴の介助等

- ・介助が必要な者(訪問入浴介護を利用する場合を含む)については、原則清拭で対応する。清拭で使用了タオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

(iv) 環境整備

- ・部屋の清拭を行なう場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行なわないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行なう。

○介護保険最新情報 Vol.779 (令和2年3月6日)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第4報)

(問6)

(出典:厚生労働省ホームページ)

新型コロナウイルスの感染が疑われる者への訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者・家族及び訪問看護師への感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、訪問看護サービスの提供が20分未満となった場合に20分未満の報酬を算定してよいか。

(答)

20分未満の訪問看護については、20分以上の保健師又は看護師による訪問看護が週1回以上提供され、かつ、緊急時訪問看護加算の届出がされていた場合に算定できることとなっているが、訪問看護計画において位置付けられた内容の指定訪問看護のうち、高齢者の療養生活を支援するために必要となる最低限の提供を行った場合は、当該要件を満たしていなくとも20分未満の報酬を算定することとして差し支えない。

その他、新型コロナウイルス感染症対策についての留意点や対応についての最新情報は以下のホームページを参照ください。

(参考)

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-koyoukintoujisoukateiyoku/0000201596.pdf>

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go/content/000500646.pdf>

「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)（令和2年3月5日時点版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

令和2年度診療報酬改定について

一般社団法人全国訪問看護事業協会のホームページ上に、「令和2年度診療報酬改定について」以下のとおり掲載されています。ご活用ください。

令和2年度診療報酬改定の通知等の訪問看護ステーション関係部分を抜粋してお知らせいたします。

厚生労働省「令和2年度診療報酬改定について」のページはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html

照会先

[診療報酬に関するお問い合わせ先について](#)

概要と解説動画

令和2年度診療報酬改定説明資料等について

○訪問看護

- ・資料 [07 令和2年度診療報酬改定の概要（在宅医療・訪問看護）【2243KB】](#)
- ・動画 [令和2年度診療報酬改定の概要（在宅医療・訪問看護）【youtube】](#)

○全体

- ・資料 [令和2年度診療報酬改定説明資料等について](#)
- ・動画 [令和2年度診療報酬改定説明資【youtube】](#)

訪問看護ネットワークシステムについて(令和2年4月リニューアル)

【目的】

WEBシステムを通して、地域住民や関係機関に、徳島県下の訪問看護ステーションの施設情報を公開し、訪問看護事業所の周知及び活用することを目的としています。

【訪問看護ネットワークシステムの特長】

リニューアルに伴い、次のような特長があります。

- 3つの検索機能がある；「地図から調べる」、「条件から調べる」、「フリーワード検索」
- 「訪問看護ステーション一覧」には、「施設名」、「住所」、「特色特記事項」、事業所の外観やスタッフの写真等必要な情報を簡潔に掲載できる
- 随時の情報更新が可能である
- 職員募集案内も掲載可能である(ステーションの希望に応じて)
- PCやスマートフォンなどの端末でもそれに適した見やすい表示に切り替わる



※登録されていない訪問看護ステーションについては、HP「ステーション一覧」に以下の内容を明記させていただきますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

事業所名(ステーション名)、住所、電話番号、FAX番号

登録を検討しているステーションの皆様、ご登録いただきますようお願いいたします。

(本システム運用において、情報登録料や年会費などの費用負担は一切ありません。)

訪問看護ネットワークシステムへの登録に関しては、センターまでご連絡ください。

TEL : 088-631-5544

令和2年度徳島県訪問看護支援センター研修案内

令和2年度徳島県訪問看護支援センター研修内容の一部をご案内いたします。詳細は、教育研修事業冊子及び徳島県看護協会 HP「研修案内」・訪問看護支援センターHPをご確認ください。

【在宅医療人材育成研修】

研修名	開催日	研修目的	講師
新卒・新人訪問看護師育成研修	6/20日(土) 13:15~16:30	「新卒・新人訪問看護師を訪問看護事業所で採用し、育てる」という課題に対し、訪問看護事業所が人材確保・育成について理解したうえで学習支援をすることにより、新卒・新人看護師を受け入れる訪問看護事業所が増える	ヘルスケア共創パートナー株式会社代表取締役 小瀬 文彰 他
訪問看護師養成講習会(eラーニング課程)	6/9(火)AM 7/18(土) 12/8(火) ※実習9~10月間に4~5日間	訪問看護に必要な基本的知識・技術を習得する	関西国際大学看護学科 教授 森 一恵 他
在宅看護スキルアップ(集合研修①)	6/9(火)PM	在宅療養を支援するために必要なフィジカルアセスメント能力(観察の知識と技術)を習得する	徳島赤十字病院 集中ケア認定看護師 藤田 昌子
在宅看護スキルアップ(集合研修②)	7/18(AM)	在宅療養者を支える訪問看護師が行う退院支援の課題と実際を学ぶことができる	市立芦屋病院 訪問看護認定看護師 陰山 美穂子

在宅看護スキルアップ(集合研修②)	7/18(PM)	訪問看護における倫理的な課題を明確にし、訪問看護の質の向上を図ることができる	関西国際大学看護学科 教授 森 一恵
精神障がい者訪問看護研修【精神科訪問看護基本療養費の届出要件を満たす研修】	11/11(水) 11/19(木) 11/25(水)	地域で暮らす精神障がい者と信頼関係を築き、医療の継続支援や病状に対する早期対応などを含め、精神科訪問看護に必要な知識・技術を習得する	徳島大学大学院医歯薬学 研究部 准教授 千葉 進一 他
小児訪問看護・重症心身障がい児(者)看護研修	8/7(金)、9/29(火) 12/16(火) ※実習10～11月間に1～2日間	重症心身障がい児等の小児及びその家族を対象とした在宅及び学校等での看護に必要な知識・技術を習得する	株式会社スペースなる 代表 梶原 厚子 他

【訪問看護管理者養成研修】

研修名	開催日	研修目的	講師
訪問看護管理者養成研修	7/28(火)、9/12(土) 2/19(金) ※実習10～1月間に1日間	訪問看護ステーションでの看護管理者に必要な不可欠な基本的知識・技術・態度を習得する	徳島県看護協会 訪問看護認定看護師 邊見 知恵子 他
訪問看護管理者養成研修 訪問看護ステーションの運営支援研修	9/12(土)PM	2040年問題を踏まえ、地域包括ケアシステム推進のため、訪問看護に期待される役割を發揮するために、訪問看護ステーション運営をどうすべきか示唆を得る	一般社団法人 オフィス萩原 萩原 正子

【訪問看護師・在宅ケア関係者研修】

研修名	開催日・場所	研修目的	講師
地域連携のための 看看連携相互研修 【東部開催】	8/9(日)AM 徳島県看護会館	訪問看護ステーション、医療機関、介護施設等に勤務する看護職を対象に、研修や相互研修を通じて、相互の弁解・課題や専門性を理解し、看看連携ができる ※集合研修半日 ※実習9月～2月間に1日間	講義内容 ・各施設における看護職の役割 ・看護職として知っておきたい社会資源 講師は後日広報
地域連携のための 看看連携相互研修 【南部開催】	8/9(日)PM 阿南ひまわり会館		
地域連携のための 看看連携相互研修 【西部開催】	8/8(土)AM 後日広報		
在宅ケア事例検討会 【東部・南部・西部圏域で開催】	後日広報	在宅療養者が住み慣れた地域で安心して療養生活が送れるように、関係機関との連携を図り、看取りや医療依存度の高い患者(児)等の療養支援に対応するため事例検討会を開催する	事例提供者 後日広報

【在宅ケア関係者・地域住民・看護学生他】

研修名	開催日・場所	研修目的	講師
訪問看護普及フォーラム 【東部開催】	12/12(土) 13:30～16:00 徳島県鳴門病院	2025年問題に向け、在宅医療・介護等を支える中心的役割を担う訪問看護師等が果たす役割を紹介し、訪問看護の取り組みについて参加者等の理解を深める	後日広報
訪問看護普及フォーラム 【南部開催】	11/21(土) 13:30～16:00 阿南ひまわり会館		後日広報
訪問看護普及フォーラム 【西部開催】	10/17(土) 13:30～16:00 後日広報		後日広報

【お問い合わせ】徳島県訪問看護支援センター TEL:088-631-5544 FAX:632-1084

咳エチケット違反してませんか？

咳やくしゃみを手でおさえる



咳やくしゃみを手でおさえると、その手にウイルスが付着します。ドアノブなどを介して他の人に病気をうつす可能性があります。

何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみをするとき、しぶきが2mほど飛びます。しぶきには病原体が含まれている可能性があります。他の人に病気をうつす可能性があります。

他人への感染を防ぐため、咳エチケットを行きましょう。

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう

① マスクがない時



① マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

鼻から顎までを覆い、隙間がないようにつけましょう。



② ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

ティッシュ:使ったらすぐにゴミ箱に捨てましょう。
ハンカチ:使ったらなるべく早く洗いましょう。

① とっさの時



③ 袖で口・鼻を覆う

マスクやティッシュ・ハンカチが使えない時は、袖や上着の内側で口・鼻を覆いましょう。

こまめに手を洗うことでも病原体が拡がらないようにすることができます。

咳エチケット解説

厚生労働省 咳エチケット



バーコード読み取り機能付き携帯電話もしくはスマートフォンでご利用いただけます。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
企業活動・経済社/「労働者の人」製作委員会

感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

①



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

②



手の甲をのぼすようにこすります。

③



指先・爪の間を念入りにこすります。

④



指の間を洗います。

⑤



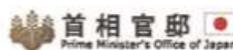
親指と手のひらをねじり洗いします。

⑥



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚生省

検索

